

令和3年度 第1回 延岡市都市計画審議会 議事録

1. 開催日時 令和3年6月28日（月） 13:00～13:50
2. 会場 延岡市役所 5階 災害対策本部室
3. 議案の内容 議案第1号（一般案件）
日向延岡新産業都市計画公園 愛宕山公園の名称の変更

議案第2号（その他の案件）
延岡市都市計画審議会運営規則の制定
4. 出席者 審議会委員15名中、14名出席
5. 審議の結果 議案第1号、議案第2号について「原案のとおり」とする。

1. 辞令交付

2. 市長あいさつ

3. 開 会 ※司会:加行都市計画課長

(事務局：都市計画課) それでは、ただ今から、令和3年度第1回延岡市都市計画審議会を開会いたします。

本日は、林田委員が欠席されておりますが、審議委員15名中、14名のご出席をいただき、半数以上の出席となりますので、延岡市都市計画審議会条例第6条第3項にあります、「会は半数以上の出席をもって成立する」という規定を満たしておりますので、本日の審議会は成立することをご報告いたします。

それでは、辞令交付後の第1回目の審議会でありますので、会長の選出をお願いしたいと思いますが、審議会条例第5条第1項で、会長は委員の互選となっております。いかが、お取りはからいいたしましょうか？

(委員) 事務局一任の声あり

(事務局：都市計画課) 事務局一任ということでございますので、商工会議所の会頭でいらっしゃいます吉玉典生様をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか？

(委員) 異議なし

(事務局：都市計画課) それでは吉玉会長、よろしく願いいたします。会長席にお移りください。

それでは審議に先立ちまして、吉玉会長にご挨拶をいただきたいと思っております。吉玉会長よろしく願いいたします。

(吉玉会長) こんにちは。ただ今選出されました吉玉でございます。一生懸命やらさせていただきますので、どうぞスムーズな審議にご協力いただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局：都市計画課) ありがとうございます。なお、審議会条例第5条第3項で会長代理を選出することとしております。あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することになっておりますので、会長から指名をお願いいたします。

(吉玉会長) はい、それでは延岡農業協同組合代表理事組合長の楠田委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員) 異議なし

(事務局：都市計画課) ただいま、会長から指名がございましたので、楠田委員に会長代理をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。なお、事前にお配りしています議案書に諮問書をお付けしておりますので、ご確認のほどお願いいたします。

それでは、吉玉会長に議事の進行をお願いいたします。

4. 議 事

議案第1号 日向延岡新産業都市計画公園 愛宕山公園の名称の変更（延岡市決定）

(吉玉会長)：それでは事務局より、議案第1号の『日向延岡新産業都市計画公園の変更』について、説明をお願いいたします。

(事務局：都市計画課) 都市計画課 計画係長の持原でございます。

それでは、議案第1号の説明に入りたいと思います。お手元の議案の2ページをお開きください。

延岡市決定案件であります、日向延岡新産業都市計画公園の変更でございます、愛宕山公園の名称の変更を行うものでございます。

それでは変更理由を読み上げ提案にかえさせていただきます。

・・・変更理由 朗読・・・

議案の詳細につきましては、前方のモニターを使って説明いたします。室内の照明を落としますのでもよろしくお願いいたします。

(事務局：都市計画課) 都市計画課の山田と申します。議案第1号につきまして、ご説明いたします。

まず、現在の都市計画公園の決定状況を説明いたします。こちらは都市計画公園を一覧にしたものですが、ご覧のとおり、延岡市では大きく7種類に分類される公園がございまして、全部で112箇所の公園を都市計画決定しております。今回説明いたします、愛宕山公園はこの中の特殊公園というものに分類される公園となっております。特殊公園とは、自然の風景そのものを活用することを目的とするもの、また、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園でございまして、愛宕山公園のほか、今山公園、城山公園、延岡植物園がございまして、

それでは、愛宕山公園の位置について、ご説明いたします。こちらは延岡市の都市計画図でございまして、国道10号、西環状線、延岡道路が、このように走っております。

愛宕山公園は南延岡駅の西側になりますこちらに位置しており、延岡市のシンボルでもありません愛宕山の一部分について、愛宕山公園を決定しております。

こちらは愛宕山公園の区域を示した図面でございます。愛宕山の持つ自然環境を保全することと、レクリエーション及び観光拠点に供することを目的として、愛宕山の一部につきまして、頂上付近の展望台を中心に、面積で約20haのエリアを、公園区域として指定しております。都市計画決定の内容でございますが、公園の種別につきましては特殊公園、名称は愛宕山公園、面積が約20ha、公園の区域がこの図面で示す範囲で昭和38年8月2日に都市計画を決定しております。今回はこの中の、公園の名称を「愛宕山笠沙の御碕公園」に変更しようとするものでございます。

それでは、名称を変更することになった経緯についてご説明いたします。昨年、令和2年11月4日に延岡観光協会さまを始めとする3団体から、愛宕山公園の名称を愛宕山笠沙の御碕公園に変更することについての要望書の提出がありました。この要望にはその他27団体の賛同もございまして、幅広い団体からのご要望でございました。この要望は、愛宕山が、江戸時代までは笠沙山あるいは笠沙の御碕と呼ばれており、古事記や日本書記に登場する出逢いの聖地であることを情報発信し、今まで以上に知名度アップを図り、観光客の増加を図るという目的で、ご要望されたものでございます。また、同日に市議会議長へも同様の陳情書が提出され、これを受けて、昨年12月の定例市議会におきまして、陳情の採択議決がなされております。

続きまして、これまでの愛宕山公園における取組についてご説明いたします。これまでも、愛宕山公園への観光客誘致のため、日向神話を活用した取組を進めてきたところでございます。ご要望にもありました、「出逢いの聖地」をPRするために、神話にまつわるものとして、「錠かけモニュメント」、「出逢いの鐘」の設置や、「出逢いの聖地」について説明をした看板等の設置、また、公園の案内看板にも笠沙の御碕と既に記載をしているところもございまして。また、こちらはライオンズクラブ様から寄贈をいただいたものですが、駐車場の一角に、神話に関する説明盤の

石碑を設置しております。また、観光パンフレット等にも、日向神話ゆかりの地であることを掲載するなど、こういった取組を通して、広くPRをしてきており、観光地としての知名度の向上を図ってきたところでございます。

ただいまご説明しました通り、これまでも日向神話を活用した取組を観光地としての魅力アップのために、取り組んできたところです。本市の都市計画の基本的な方針を定めた延岡市都市計画マスタープランにおいても、観光拠点として位置づけており、観光機能の充実を図ることとしております。日向神話を活かした名称に変更することは、観光地としての知名度の更なる向上が期待でき、また、日向神話ゆかりの地であることを、市内はもとより市外・県外に対しても積極的に情報発信をすることで、本市の交流人口の増加が図れるものと考えております。以上のことから、現在、愛宕山公園と決定されています名称を、市民の皆さまに定着してなじみのある愛宕山という名前は残したうえで、愛宕山笠沙の御碕公園へと変更するというものでございます。

変更内容についての説明は、以上でございます。

(事務局：都市計画課) 今回の都市計画変更案についての手続きの経緯についてご説明いたします。都市計画法第16条に規定されています住民意見の反映のための手続きとしまして、今回は、説明会及びパブリックコメントを実施しております。説明会につきまして、5月25日に市役所の講堂で開催しましたところ、50名の方の出席があり、変更案についての反対意見は特にございませんでした。

また、パブリックコメントを5月11日から6月9日までの30日間、実施しましたところ、8名の方から19件のご意見を頂いております。頂いた意見につきましては、参考資料として事前にお配りしております。また、意見に対する市の考え方を記載したものを、本日お配りしております。変更にいたる理由については、いくつかご意見を頂いておりますが、変更案についての反対意見は特にございませんでした。

議案第1号の説明は以上でございます。

(吉玉会長) ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして、何かご意見ご質問ございますでしょうか。

(A委員) 大変市民の関心が高い愛宕山公園の名称が変わる、軽易な変更であるから難しい手続きをせずに、今回ここで決まれば、来月の上旬には名称が変わるということで、これには賛成なんです。3点について、市民の方から頂いた声をお伝えしたいと思います。

何のために名称を変えないといけないのか、関心が無い方はこういう考えなんですね。愛宕山でいいじゃないかと。笠沙の御碕と言われても知らない方は全く知らない。特に御碕という字があまりなじみのない漢字を使っているものですから、愛宕山のままでいいのではないかという意見も十分に聞いているところです。観光に資するということも十分に分かるんですが、観光客を呼ぶ前に延岡市民に知ってもらうことが先ではないか、子供たちにも延岡の歴史はこういうことがあって、こうなったんだということを知らしめることが先だと思うんですが、教育に関する部分がこの説明には入っておりません。その辺ちょっと教えていただきたいと思っております。

(事務局：都市計画課) 何のためにするのかというご質問でございます。理由書にありますように観光目的というものが一つ大きなものでございます。ご質問にもありましたように、笠沙の御碕ということを知らなかったという市民の方もいらっしゃることは把握しております。だからこそですね、こういった機会を通して、パブリックコメントを実施した目的がご意見を頂くことと、こういった言い伝えがあるということをお伝えするためにパブリックコメント等を実施したところでございます。こういったことについて、延岡市民の皆さまにぜひ知っていただきたいということと、先ほど申しましたとおり観光目的が大きくございます。

(A委員) あと2点よろしいでしょうか。将来のことについてでございます。愛宕山は市の所有の山

かと思っている方も多くいるんですが、頂上付近は市の所有地だけでなく、浜地区の土地を借りたりいろんな形でこれだけの範囲になっているみたいなんですが、これから先、公有地を増やしていく可能性はないのか、と申しますのは森林組合関係からも聞いてらっしゃったようですが、愛宕山は一年中、緑なんですね、常緑は常緑でありがたいんですが、秋になると色が変わるという紅葉樹が今ほとんど無くなりましたので、秋の移ろいというものを知りません。ですから愛宕山そのものを南延岡駅から見える範囲を市の所有地として、常緑樹を紅葉樹に植え替えて、四季の移ろいが分かるような色の変わる山としてPRしてはどうかというアイデアもあったようですが、それはさておきまして、これより市有地を増やして行って、もっと市民に供するような形で活用できるような計画を今後考えられないものか伺いいたします。

(事務局：都市計画課) ご指摘のとおり、民有地となっている部分がございます。民有地となっている理由がですね、境界が確定していないというところと、所有者が団体持ちということになっております。今年5月とかにこいのぼりを立てていただいて、下からも見えて綺麗だったかと思えます。植わっている木のところはほとんど民有地内の木になりますので、まずは地籍調査が入っていけばですね、市有地が確認できる場所もあろうかと思えます。それと、木の植生を変えることにしましては、若干山の勾配が急ですので、やっぱり地場に生えているものが災害時には強いというところもございますが、たしかにおっしゃるとおり、例えば下から見たときに紅葉が多く見えると観光のシンボリックにも浮かび上がってくると思えます。ただ地形的なもの自然的なものもございまして、今後の課題となってくると考えております。

(A委員) ありがとうございます。では3点目お願いします。今度はこの愛宕山を笠沙の御碕と書いた場合、歴史ファン等の来園も見込まれるんですが、この公園には歴史を偲ぶようなモニュメントというものがございません。石碑も戦前戦後のものでそう古くはないんですが、この公園から離れたところに二つ神社がございます。極天さんと御手洗神社があるんですが、公園に来るところの神社の存在も知りませんし、また神社に入っていく道路も分かりにくく、お参りに行こうかなという誘導にならないのですが、当然これは神社ですから市としては整備をすることはできないことは知っておりますが、そのアプローチに至るまでの道路の拡張なり、駐車場を作るなりという形で、この笠沙の御碕という神話のシンボルとなったこの山をもっと深く皆さんに知ってもらえるような改良はできないものか、答えづらいかと思っておりますがお尋ねをいたします。

(事務局：都市計画課) 入口までの案内については観光戦略課のほうで国文祭に合わせまして、看板を数箇所設置させていただいて、行きやすいようにしております。たしかに市外から来られる方はなかなか入り口が分かりにくいというところはありますので、今後は観光パンフレット等には入り口をはっきり分かるようにしていくとか、大き目の看板を付ける場所があればいいんですが、いま大きいのが付いているのは県道稲葉崎平原線の警察署の交差点のところにあるところですけども、今後は特に市外から来られる方に関して観光的なPRがどのような手段が有効かとまた探っていく必要があると考えております。それと愛宕神社等についても観光パンフレット等に記載させていただいて、それと合わせて笠沙の御碕の由来等も記載させていただいて、観光面でも十分な活用が図れるような対応をとっていきたいと考えております。

(吉玉会長) ありがとうございます。笠沙の御碕については知らなかったんですけど、延岡市にある資源は笠沙の御碕以外にもたくさんありますが、あまりに延岡の人は知らなさすぎるというのが現状だろうと思えます。やはり子供の頃からですね、こういった文化歴史があるということを経験教育の中に入れていただいて、市民が自信と誇りを持って地元を語れる、そういうことを期待したいと思いますので、ぜひ併せてよろしくをお願いします。

ほかにご質問ございませんでしょうか。

(B委員) 今回の名称変更は都市計画法の手続きで言うと、この場で決まればもう変わるということ

で手続き的にはきちんとされているなど思っております。地元の方々、大勢の方が発案されたということでもとてもいいことだと思ったところです。それで、このせっかく決まった名前がですね、議案の2ページを見てみますと、市外にも情報発信を行って市の交流人口の増加に資すると書いてありますので、この名前が変わったら、発行している図書とか、いろんなところに名前が出てくるのかなと思いますので、その辺を一度に変えるのは大変なことだとは思いますが、今後どのように名前を変えていくのかご計画等があれば参考までに教えていただければと思います。

(事務局：都市計画課) 名称変更に伴う分につきましては看板の変更も早急にやりながら、今後国文祭もありますので、それにもぜひ間に合わせる形で県外市外の方にしっかり分かるような形でPRをさせていただきたいと考えております。

(C委員) 今回こんなに市民の意見が出ることは非常にいいことだと思います。こういう歴史的なことは市民の方々の郷土愛に基づく歴史研究というものが根っここのほうにないと、学術的な研究もなかなか進んでいかないし、実際、学術的な研究をするときには市民の方々が持ってらっしゃるような資料というのはすごく大事になってくるので、この意見を見ていて、そういうものを具体的に挙げて意見を述べてらっしゃる方がいるのは非常にうれしいことだと思います。この意見の横に市の考え方というのが示されているわけですが、こういう議論が盛り上がっていくのはいいことだと思います。これに関する流れなんですけど、この意見を出してくださった方々に、この市の考え方というのはどういう感じで伝わっていくのでしょうか。

(事務局：都市計画課) この市の考え方につきましては、市のホームページへの掲載やコミュニティセンターであるとか支所等の公共施設に縦覧できるような形で置かせていただいて、市民の皆さまには周知をしていきたいと考えております。

(C委員) ありがとうございます。意見を出していただいた方はフィードバックがないと、盛り上がりには欠ける場所があると思いますので、ぜひその辺りよろしくをお願いします。

もう一点よろしいでしょうか。関係ないことになるかもしれませんが、この笠沙の御碕に変えますと、文字情報の発信としては色んなプリントで発信されて情報は出ていくと思うんですけど、いろいろ学生に事前に聞いたらすね、少なくとも日常会話ではこの愛宕山笠沙の御碕公園に行こうという会話にはならないんじゃないかというのがありましたので、そうすると、歴史に興味のある方は日常会話されるとは思うんですけども、若い人たちはおそらく違う名称を勝手に作りうるのではないかと危惧されたので、できればせっかく名前を変えるのに合わせて、何かしらこの名前が定着するような公式なニックネームみたいものを考えて、積極的に先にアピールするような案が今後のプランとしてお考えがあればお聞かせください。

(事務局：観光戦略課) 今のところ、委員がおっしゃられたような正式名称のニックネームという考え方は持ち合わせておりません。私の個人的な感覚になるんですけども、延岡市民の方がこの公園を愛宕山公園という認識をしているのかということと多分していないのかなと思います。おそらく市民の方はこれからも愛宕山という名称で呼んでいくかなと、それが言わばニックネームのような名称になるのではないかと思っております。

(吉玉会長) よろしいでしょうか。ほかにご質問ございませんでしょうか。

(D委員) すみません勉強不足なんですけど、そもそも笠沙山が愛宕山に変わったということで、この愛宕山に変わった理由は何かあるのでしょうか。

(事務局：文化課) なぜ愛宕山と呼ばれるようになったかというお尋ねでございますが、これまでの文献から申し上げますと、愛宕神社がいつの時点かでいまの場所に置かれ、それから愛宕山と呼

ばれるようになったということが言われているところがございますが、それがいつの時点なのかということにつきましては、史料的な限界もあり、断定することはなかなか難しいところがございます。

(吉玉会長) 我々も色んな地名に関しては、なかなか難しいかなと思いますので、そういういいきっかけにもなればいいのではないかなと思います。

ほかにご質問ございませんか。よろしいですか。それでは、他にご意見もございませんので、議案第1号については原案通りでご承認いただいてよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(吉玉会長) ありがとうございます。それでは議案第1号は原案通りといたします。

議案第2号 延岡市都市計画審議会運営規則について

(吉玉会長) 続きまして、その他の案件の議案第2号『延岡市都市計画審議会運営規則の制定』について、説明をお願いいたします。

(事務局：都市計画課) それでは、議案第2号の説明に入りたいと思います。お手元の議案の8ページをお開きください。

現在の新型コロナウイルスの感染拡大など、社会状況によっては、今後、審議会の通常開催が困難になることが想定されるところでございます。様々な社会状況の変化において、その状況に対応した会議の開催方法を予め定めておく必要がありますが、現在のところ、審議会の運営方法を定めた規則はございませんでしたので、今回、新たに運営規則を定めようとするものでございます。審議会条例第9条により「条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める」となっておりますが、今回の運営規則案につきまして、審議会の皆さまにご意見を伺うものでございます。それでは運営規則案の詳細につきまして、ご説明いたします。

それでは、運営規則についてご説明いたします。引き続き議案の8ページをご覧ください。

まず、第1条においては、本規則を定める趣旨について規定しております。続きまして、第2条において会議の招集について定めており、第1項で会議を開催する際に通知を行うことについての規定、第2項で会議の招集が困難な場合に書面等でも開催ができる旨の規定、ここで言う書面等とは書面会議のほかウェブ上でのリモート方式による会議の開催も想定したものでございます。第3項では任期満了後における会議の招集について規定しております。第3条の第1項では、会議に出席できない場合についての規定、第2項では委員のうち関係行政機関の委員についてのみ代理出席を認めることを規定しております。第4条は、議事録についての規定でございます。第1項では議事録を作成することについて、第2項では議事録に2名の委員が署名することについて、第3項では原則、議事録を公開することについて、ここでいう公開は市のホームページに掲載することを想定しております。第4項では、議事録の中では発言者の氏名を非公開とする旨を規定しております。なお、本日の時点では本運営規則は定まりませんが、今回の審議会より議事録を公開したいと考えております。つきましては、第2項に規定する2名の委員の署名につきましても、今回の議事録よりお願いしたいと思っておりますので、このことについてもご審議いただければと思います。最後に第5条は雑則について規定しております。

議案第2号の説明は以上でございます。

(A委員) 議事録の公開についてお伺いします。関心を持っている市民については、本日どのように議論なされたのかと興味をお持ちの方もいらっしゃる。そういう方もホームページで議事録を見

られるのではないかと思いますので、どれくらいで今回の議事録はアップされるものなのかご計画をお聞かせください。

(事務局：都市計画課) 極力速やかにとということで、イメージとしては一週間以内をとということで持っております。いつまでかという規定は盛り込んでおりませんが、そういったイメージで運営をしていこうと考えております。

(A委員) 一週間以内というのは、名称が変更になってからなのか、今日から計算して一週間なのか、どちらか教えてください。

(事務局：都市計画課) 今回の案件でいきますと、今週中、金曜日に決定告示をする予定でございます。今回の場合でいきますと、そういう予定でございますので、一週間以内というふうに考えております。

(吉玉会長) はい、ほかにごありませんでしょうか。よろしいですか。それでは、他にご意見もございませんので、議案第2号については原案通りとしてよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(吉玉会長) ありがとうございます。それでは議案第2号は原案通りとさせていただきます。

この運営規則につきましては、現段階ではまだ正式に定まってはいませんが、今回の審議会より議事録を公開したいと思います。つきましては、議事録に署名する方を早速指名させていただきます。今回は楠田委員と延岡土木事務所長の横山委員にお願いいたします。

以上で、本日の諮問議案が終了いたしました。なお、本日ご審議いただきました議案につきましては、原案のとおり承認されましたので、後日市長にその旨の答申書を提出いたします。

スムーズな議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。それでは、事務局にお返しいたします。

5. 閉 会

(事務局：都市計画課) 吉玉会長ありがとうございました。

今年度は第2回の審議会を10月に予定しているところでございます。予定する案件は2件ございまして、1件は岡富古川土地区画整理事業に伴いまして都市計画公園の追加をするものと、2件目は都市計画道路の見直し方針についてご意見を伺うものを予定しております。開催日等が決まりましたら、改めてご案内申し上げますので、委員の皆さまのご出席をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。